

令和4年10月

お客様各位

気仙沼信用金庫

電子交換所への移行に伴う当座勘定規定改定のお知らせ

日頃より気仙沼信用金庫をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、令和4年11月4日より電子交換所による交換決済が開始されることに伴い、下記のとおり当座勘定規定・各種用法を改定いたします。

なお、改定後の当座勘定規定等は、改定日以前に当座勘定をご契約いただいているお客様にも適用されますのでご了承下さい。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

当座勘定規定(一般用) <約束手形用法、為替手形用法、小切手用法を含む>

2. 改定日

令和4年11月4日(金)

3. 主な改正内容

規定	内容
当座勘定規定 (一般用)	<ul style="list-style-type: none">・振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および期限経過後の取扱い規定の追加・イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を旨の免責規定の追加・全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除 ※廃止日は電子交換所の交換決済開始日である令和4年11月4日(金)
約束手形用法 為替手形用法 小切手用法	<ul style="list-style-type: none">・電子交換所システム仕様で(「,」(カンマ)がない場合は金額チェックでエラーになる)を踏まえ、チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字することの追加・電子交換所システム仕様(J I S 第一水準・第二水準以外の文字は使用不可)を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加・金額欄, 銀行名, 記名なつ印, 訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、用紙へのメモ書き禁止箇所(手形・小切手文句、手形・小切手番号欄)の追加

※改定内容の詳細は、以下の「新旧対照表」をご参照ください。

以上

「当座勘定規定(一般用)」新旧対照表

★赤字が改定箇所です

改定後	改定前
<p>7条(手形、小切手の支払)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払いにあたっては、手形または小切手の振出の事実の有無を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>(1) 同左</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 同左</p>
<p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 当座勘定から支払いをした手形または小切手のうちに、本人が振り出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡して下さい。</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6) 当座勘定から支払いをした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 同左</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第17条(印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と</p>	<p>第17条(印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 同左</p>

<p>同様とします。</p> <p>(削除)</p> <p>第29条</p>	<p>第29条 (個人信用情報センターへの登録)</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p> <p>第30条(保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

★赤字が改定箇所です

改定後	改定前
<p>約束手形用法</p>	<p>約束手形用法</p>
<p>4.</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには、「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</p> <p>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。</p>	<p>4.</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分 (下図斜線部分) は使用しないでください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2				3		4			5		6		7			
漢数字	壹	壺	弍	弐	弑	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8		9		10		100		1,000			10,000							
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	伯	陌	千	仟	阡	万	萬					

〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

★赤字が改定箇所です

改定後 為替手形用法	改定前 為替手形用法
<p>5.</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</p> <p>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</p> <p>8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。</p>	<p>5.</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分 (下図斜線部分) は使用しないでください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2				3		4			5		6		7			
漢数字	壹	壱	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8		9		10		100		1,000			10,000							
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	伯	陌	千	仟	阡	万	萬					

〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

★赤字が改定箇所です

改定後	改定前
<p>小切手用法</p>	<p>小切手用法</p>
<p>4.</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</p> <p>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</p>	<p>4.</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2			3		4			5		6		7				
漢数字	壹	壱	弍	弐	弑	貳	貒	参	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8		9		10		100		1,000		10,000								
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	伯	陌	千	仟	阡	万	萬					

〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱上の誤り防止等のため上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。